

「建設コンサルタント登録規程」および「地質調査業者登録規程」の一部改正について（概要）

令和3年2月
国土交通省
不動産・建設経済局

1. 背景

建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第4条及び地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第4条により、登録を受けようとする者は登録申請書等を、また建設コンサルタント登録規程第7条及び地質調査業者登録規程第7条により、登録を受けた者は、毎事業年度経過後4か月以内に現況報告書等を国土交通大臣に提出することを求めている。またその申請書、添付書類のうち財務に関する書類については、建設コンサルタント登録規程別記様式第10号から15号及び第18号、並びに地質調査業者登録規程別記様式第10号から15号及び第18号に定めているところである。

令和元年においては、測量業において、毎事業年度に提出を求めている財務に関する書類の提出について類簡素化を実施したところであるが、建設コンサルタントおよび地質調査においても、現況報告書について負担軽減の観点から簡素化を求める要望が多数上がっていることから、建設コンサルタント登録規程および地質調査業者登録規程について、現況報告書等の提出書類の簡素化のため所要の改正を行うこととする。

2. 概要

①貸借対照表及び損益計算書の様式改正

建設コンサルタント登録規程別記様式第10号及び11号、並びに地質調査業者登録規程別記様式第10号及び11号で定めている申請者が法人である場合の貸借対照表及び損益計算書の様式については廃止し、従前の貸借対照表及び損益計算書における勘定科目を合計した項目を記載した一覧表、及び申請者が作成する会社法の規定に基づいた既存の貸借対照表及び損益計算書を添付させることとする。また、建設コンサルタント登録規程別記様式第18号ト及び地質調査業者登録規程別記様式第18号トで定めている財務事項一覧表についても、所要の改正をする。

②株主資本等変動計算書及び注記表の廃止

建設コンサルタント登録規程別記様式第12号及び13号、並びに地質調査業者登録規程別記様式第12号及び13号において、申請者が法人である場合に添付を求めている株主資本等変動計算書及び注記表を廃止する。

改正告示の施行の際、施行後においても、当分の間は旧別記様式を取り繕い使用できるよう、経過措置を設ける。

3. スケジュール

公布：令和3年3月（予定）

施行：令和3年4月（予定）